

令和 8 年度

川越町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金

交付申請等手続きの手引き

川 越 町

川越町では、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置する個人に対し、設置費用の一部を補助する事業を実施します。

1 補助対象者

補助対象者は、次の要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 川越町内に自ら所有し、かつ、居住する住宅の屋根（敷地内にあるカーポート・倉庫含む）に太陽光発電設備（付帯する蓄電池を含みます。以下「設備」といいます。）を設置する者。
- (2) FIT制度又はFIP制度の認定を受けていないこと。（固定買取価格制度による売電をしないこと。）
- (3) 自己託送をする方は、補助対象者となれません。
【例】発電した電力を電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。
- (4) 国や三重県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は、補助対象者となれません。
[例] こどもエコすまい支援事業で太陽光発電設備が設置された新築住宅に補助を受けている方
- (5) 発電した電力の30%以上を自家消費すること。
- (6) 法令やガイドラインを遵守すること。
- (7) 町税を滞納していないこと。
- (8) 設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります（売電した分の価値は設置者のものとできません）。
- (9) 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。
- (10) 川越町暴力団排除条例（平成23年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助対象設備

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電池（(1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります。）

※ 各設備の要件は、補助対象設備（太陽光発電設備）要件一覧（別記第1）、補助対象設備（蓄電池）要件一覧（別記第2）及び蓄電池仕様書（別記第3）を参照してください。

3 補助対象経費

- (1) 補助対象設備の購入費用と設置に係る工事費用（消費税と地方消費税を除きます。以下「設置費用」といいます。）。なお、設置費用の詳細は、「太陽光発電設備等の設置費用の区分等内

訳について」(別記第4)を参照してください。

- (2) 川越町が補助金の交付決定をした日以後に着手したものを対象とします。

なお、「着手」とは、補助対象設備の設置に係る契約の締結とします。補助金の交付決定日前に補助対象設備の設置に係る契約を締結した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

4 補助金額

- (1) 太陽光発電設備(補助対象は10kWまで)

最大出力に1kW当たり7万円以内と1kW当たりの設置費用とを比較して少ない方の額を乗じた額。

※千円未満切捨て

※10kW未満で端数のあるものは、小数点以下を切り捨てます。

- (2) 蓄電池(補助対象は10kWhまで)

設置費用の3分の1以内の額。(千円未満切り捨て)。ただし、15.5万円/kWhの3分の1の額を上限とします。

※10kWh未満で端数のあるものは、小数点2位以下を切り捨てます。

※10kWh以上の設備を設置した場合の補助金は10kWh分に相当する額までが対象です。

(例)

蓄電池の要件	補助金の額
蓄電池容量(kWh表示の小数点第2位以下切捨てとする。以下同じ。)が10kWh以下かつ価格が1kWh当たり15.5万円未満	価格(円)×1/3
蓄電池容量が10kWh以下かつ価格が1kWhあたり15.5万円以上	蓄電池容量(kWh)×15.5(万円)×1/3
蓄電池容量が10kWhより多く20kWh未満かつ価格が1kWh当たり15.5万円未満	価格(円)×(10/蓄電池容量(kWh))×1/3
蓄電池容量が10kWhより多く20kWh未満かつ価格が1kWh当たり15.5万円以上	10(kWh)×15.5(万円)×1/3

5 交付申請手続

川越町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書に(4)に記載の各書類を添付して提出してください。

- (1) 交付申請書等配付場所

●川越町ホームページ (<https://www.town.kawagoe.mie.jp>) からダウンロード

●川越町役場生活環境課窓口

(2) 提出先・提出方法

川越町役場生活環境課へ郵送(書留郵便)又は持参により提出してください。

※ 持参の場合は、土・日・祝を除く、午前9時から午後4時30分まで

※ 郵送(書留郵便)の場合は、提出期限当日消印の分まで有効

(3) 提出期間

令和8年7月1日(水)～令和8年11月2日(月)

先着順。ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

役場窓口書類が到達し、内容に不備がないと確認された時点を先着順の基準とします。

窓口への持参と郵送が同一開庁日の場合は、原則抽選により決定します。

(4) 添付資料

① 補助対象設備の設置に係る見積書の写し

- ・ 施工業者選定にあたっては、原則として2者以上からの見積りを取得し、より安価な施工業者を選定してください。ただし、2者以上の提出が困難な場合(例：早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難)は、この限りではありません。
- ・ 見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成してください。
- ・ 蓄電池の価格は12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下となるように努めてください。具体的には、複数者から見積りを取得する、複数の販売事業者に対して12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行うなど、確認したことが分かる書類を提出してください。蓄電システムの販売業者については、以下の検索フォームをご活用ください。

<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/agent-search/>

② 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図

- ・ 敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
- ・ 住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。

③ 補助対象設備の仕様書

- ・ 製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる資料
- ・ 太陽光発電設備のパネル(モジュール)出力、パワーコンディショナーの出力、蓄電池の容量を確認します。

④ 蓄電池の仕様を確認するための書類

- ・ 蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。別添の蓄電池の仕様を確認するための

書類のチェックリストを活用して書類を提出してください。なお、チェックリストのうち、保有期間、廃棄方法やアフターサービスの項目については、実績報告の時に提出することとします。

- ・令和4～7年度戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の補助対象として一般社団法人共創イニシアチブに登録された蓄電システムを設置する場合、同法人が公表する蓄電システム登録済製品一覧のパッケージ型番と設置する蓄電システムの型番が一致していることを示す資料を提出することでチェックリストの提出を省略することができます。蓄電システム登録済製品一覧は以下のページを参照してください。

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

- ⑤ 委任状（申請者が申請手続を事務等代行者に委任する場合に限る。）
 - ・行政士等へ事務を委託する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。
 - ⑥ 誓約書（申請者用と施工業者用 各1部）
 - ・別添誓約書を確認のうえ提出してください。
 - ・誓約書（施工業者用）については契約後速やかに提出してください。

（ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています）
 - ⑦ 発電電力の消費量計画書
 - ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。
 - ⑧ その他町長が必要と認める書類
- ※ 詳細は、交付申請書添付書類チェックリスト（別記第5）をご確認ください。

6 実績報告手続

川越町自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書に（3）に記載の各書類を添付して提出してください。

（1）提出先・提出方法

川越町役場生活環境課へ郵送又は持参により提出してください。

※ 持参の場合は、土・日・祝を除く、午前9時00分から午後4時30分まで

（2）提出期限

補助対象設備の設置が完了してから30日以内又は令和9年1月22日（金）のいずれか早い日。なお、「補助対象設備の設置が完了」とは、補助対象設備の引渡しを受け、施工業者への支払を完了することとします。

(3) 添付資料

① 契約書の写し

- ・見積書と金額が異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に
して契約書の内訳書を提出してください。

② 領収書の写し

- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出し
てください。
- ・施工代金の金額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

③ 補助対象設備の保証書及び取扱説明書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告書に提出する「保証書（メーカー保証）によ
り、「カタログ」に示された型番の機器が納品されていること、中古設備でないことを確
認します。
- ・申請時に別添蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストを提出している場合、
保有期間、廃棄方法及びアフターサービスの項目を提出してください。

③ 電力会社との接続契約書及び、売（買）電契約書（特定契約書）等の写し

- ・以下の書類を提出してください。

① 発電設備の連系に関するお知らせ：一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド㈱な
ど）と発電設備が系統連系したことが分かる（系統連系受給開始日が記載されている）
書類 （注）接続検討結果書ではありません。

② 売（買）電契約書（特定契約書）小売電気事業者（中部電力ミライズ㈱など）と売買
契約したことがわかる書類（売電しない方は不要）

④ 補助対象設備の設置状況を把握できる写真（施工前、施工中、施工後）

システムの銘板と建物全景の写真

⑤ 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください。

（例）電力消費量計画が変更となった

⑥ その他町長が必要と認める書類

※ 詳細は、実績報告書添付書類チェックリスト（別記第6）をご確認ください。

7 補助金の支払いについて

(1) 事業完了後の精算払とします。

(2) 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定通知書を送付します。確定通知書を受け取り
次第、速やかに川越町自家消費型太陽光発電設備等補助金交付請求書を提出してください。

8 自家消費割合報告について

川越町太陽光発電設備等設置費補助金に係る自家消費割合報告書を提出してください。

- ・報告の対象期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします。
- ・報告期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日とし、3年間毎年報告してください。

報告対象期間	報告期限
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日
令和11年4月1日～令和12年3月31日	令和12年7月31日

添付資料について

○発電量、売電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類

- ・モニターから出力したデータ等を取りまとめて報告してください。

○売電量については、1か月の明細及び売電相手がわかる書類も添付してください。

9 財産処分等について

- (1) 補助対象設備の法定耐用年数（太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年）を経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。
- (2) 補助対象設備の法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に川越町生活環境課へ相談してください。必要に応じて、川越町自家消費型太陽光発電設備等補助金財産処分等承認申請書を提出していただきます。

10 その他

- (1) 補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）などは、事業終了年度の翌年度以降5年間保存してください。ただし、法定耐用年数が5年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- (2) 提出された交付申請書、実績報告書などの書類は返還しません。
- (3) 提出された交付申請書、実績報告書などの書類は、川越町情報公開条例（平成11年条例第22号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (4) 国若しくは三重県の監査関係者又は川越町が実地検査に入ることがあります。

11 問い合わせ先

川越町役場生活環境課

〒510-8588

三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話 059-366-7163 FAX 059-364-2568

e-mail k-kankyou@town.kawagoe.mie.jp

別記第 1

補助対象設備（太陽光発電設備）要件一覧

補助対象となる太陽光発電設備は、次に掲げる全ての要件を満たす設備とします。

- （１） 商用化され、導入実績があるもの
- （２） 中古設備でないもの
- （３） リース設備でないもの
- （４） 増設でないこと
- （５） 買替でないこと

別記第 2

補助対象設備（蓄電池）要件一覧

補助対象となる蓄電池は、次に掲げる全ての要件を満たす設備とします。

- （１） 商用化され、導入実績があるもの
- （２） 中古設備でないもの
- （３） リース設備でないもの
- （４） 増設でないこと
- （５） 買替でないこと
- （６） 今回設置する太陽光発電設備の付帯設備であるもの
- （７） 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、
平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であるもの
- （８） 停電時のみに利用する非常用予備電源でないもの
- （９） 定置用であること
- （１０） 蓄電池の容量は、20kWh 以下であること

別記第3（第3条関係）

蓄電池仕様書

項目	仕様内容	特記事項
蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。	※ 初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
性能表示基準	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、次に掲げる所定の表示がなされていること。 ア 初期実効容量 製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413」を参照すること。） イ 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。 ウ 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理及び運用を図ること。 エ 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄し、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 オ アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。	※表示例 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」
蓄電池部安全基準	「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」に準拠したものであること。	
蓄電システム部安全基準 （リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）	蓄電システム部が「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」又は「JIS C 4412-2」の規格も可とする。	※ 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第8」に準拠すること。
震災対策基準	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認	※ 第三者認証機関は、電気用品安全法

（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）	証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。	国内登録検査機関であること、かつ、 IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
保証期間	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が、10年以上の蓄電システムであること。	※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※ JIS C4413規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

別記第3（補足）

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

次の内容が記載されている取扱説明書等の該当ページの写しを提出してください。また、冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙の写しも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

- ☐ システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- ☐ 初期実効容量
- ☐ 定格出力
- ☐ 保有期間

※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- ☐ 廃棄方法

※ 使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

- ☐ アフターサービス

※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

3 蓄電池部安全基準

- ☐ 「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」に準拠したものであることが分かる書類

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- ☐ 「JIS C 4412」に準拠したものであることが分かる書類。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」の規格も可とする。

※ 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第8」に準拠すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- ☐ 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ）

6 保証期間

- ☐ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※ 必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。

別記第 4

太陽光発電設備等の設置費用の区分等内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 (1) 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) (2) 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) (3) 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) (4) 負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 (1) 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。

	費		※必要最小限度の範囲とすること。
	機 械 器 具 費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工 用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製 作に要する経費をいう。
	測 量 及 び 試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施 設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに 購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※ 太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※ 本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について、別途聞き取り調査等を行うことがあります）。